

国会法第105条に基づく会計検査院への検査要請

平成18年6月7日

参議院決算委員会

1. 各府省等が締結している随意契約の状況について

(1) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

(2) 検査の内容

各府省等が締結している随意契約についての次の各事項

- (1) 随意契約を含めた契約全般の状況
- (2) 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性
- (3) 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況
- (4) 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況
- (5) 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数
- (6) 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数
- (7) (5)(6)についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

2 . 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について

(1) 検査の対象

内閣府本府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国際協力機構、各府省が所管する公益法人

(2) 検査の内容

我が国政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約についての次の各事項

(1) 契約の競争性・透明性の向上に向けた我が国援助実施機関の取組の状況

(2) 落札率の状況

(予定価格、入札、落札、不落随契等契約の状況)

3 . N H Kの不祥事、関連団体の多額の余剰金について

(1) 検査の対象

日本放送協会

(2) 検査の内容

日本放送協会における不祥事についての次の各事項

- (1) 番組制作費等の経理の実施状況
- (2) 不祥事の再発防止に向けた体制整備の状況
- (3) 関連団体の余剰金の状況